

第1回厚生小委員会 次第

日 時： 平成15年9月19日(金) 午後3時00分から
会 場： 一宮地場産業ファッションデザインセンター 2F第1会議室

- 1 開会
- 2 委員紹介
- 3 厚生小委員会委員長及び副委員長の選出について (資料1)
- 4 議題
 - (1)報告事項
 - 報告厚生第1号 厚生小委員会の役割について (資料2)
 - 報告厚生第2号 厚生小委員会のスケジュールについて (資料3)
 - (2)提案事項
 - 協議厚生第1号 介護保険事業の取扱いについて (資料4)
 - 協議厚生第2号 生活保護事業について (資料5)
- 5 その他
 - ・厚生小委員会の日程について (資料6)
- 6 閉会

委員長及び副委員長の選出について

厚生小委員会の委員長及び副委員長の選出は、一宮市・尾西市・木曽川町合併協議会小委員会規程第4条第2項の規定に基づき、委員の互選により定める。

委員長 _____

副委員長 _____

委員区分	職または選出市町	氏名	備考
2号委員	一宮市議会議員	吉田 勇吉	
	尾西市議会議員	浅田 清喜	
	木曽川町議会議員	日比野 友治	
3号委員	一宮市	柝倉 勲	
		友定 良枝	
	尾西市	青木 隆子	
		橋本 照夫	
	木曽川町	不破 孝彦	
		松村 真早美	

【参考】

一宮市・尾西市・木曽川町合併協議会小委員会規程（抜粋）

（役員）

第4条 各小委員会に次の役員を置く。

- (1) 委員長 1名
- (2) 副委員長 1名

2 役員は、小委員会委員の互選により選出する。

（役員の職務）

第5条 委員長は、会務を総理し、小委員会を代表する。

2 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

厚生小委員会の役割について

厚生小委員会の担任する事項

- (1) 使用料、手数料等の取扱いに関する事項 (協定項目 1 5)
- (2) 公共的団体等の取扱いに関する事項 (協定項目 1 6)
- (3) 補助金、交付金等の取扱いに関する事項 (協定項目 1 7)
- (4) 国民健康保険事業の取扱いに関する事項 (協定項目 2 0)
- (5) 介護保険事業の取扱いに関する事項 (協定項目 2 1)
- (6) 窓口業務に関する事項 (協定項目 2 3 - 8)
- (7) 保健衛生事業に関する事項 (協定項目 2 3 - 9)
- (8) 障害者福祉事業に関する事項 (協定項目 2 3 - 1 0)
- (9) 高齢者福祉事業に関する事項 (協定項目 2 3 - 1 1)
- (1 0) 児童福祉事業に関する事項 (協定項目 2 3 - 1 2)
- (1 1) 保育事業に関する事項 (協定項目 2 3 - 1 3)
- (1 2) 生活保護事業に関する事項 (協定項目 2 3 - 1 4)
- (1 3) その他の福祉事業に関する事項 (協定項目 2 3 - 1 5)
- (1 4) 健康づくり事業に関する事項 (協定項目 2 3 - 1 6)
- (1 5) その他事業に関する事項 (協定項目 2 3 - 2 9)
- (1 6) その他 (協定項目 2 4)

【参考】一宮市・尾西市・木曽川町合併協議会小委員会規程 (抜粋)

(趣旨)

第 1 条 この規程は、一宮市・尾西市・木曽川町合併協議会規約 (以下「規約」という。) 第 1 2 条第 2 項の規定に基づき、一宮市・尾西市・木曽川町合併協議会小委員会 (以下「小委員会」という。) に関し必要な事項を定めるものとする。

(所掌事項)

第 2 条 小委員会は、一宮市・尾西市・木曽川町合併協議会 (以下「協議会」という。) の付託により、規約第 3 条に規定する事務の一部について、調査及び審議をするものとする。

(組織及び名称)

第 3 条 小委員会は、次の各号のいずれかに該当する者により組織する。

- (1) 協議会の会長 (以下「会長」という。)
- (2) 協議会の副会長
- (3) 前 2 号に掲げるもののほか、協議会の委員のうちから会長が選任した者

2 小委員会の名称及び定数は、別表のとおりとする。

別表 (第 3 条関係)

名 称	定 数
新市建設計画作成等小委員会	1 4 名以内
総務文教小委員会	9 名以内
厚生小委員会	9 名以内
経済環境小委員会	9 名以内
建設小委員会	9 名以内

合併協定項目及び小委員会への付託

		該当小委員会				
1	合併の方式	新市				
2	合併の期日	新市				
3	新市の名称	新市				
4	新市の事務所の位置	新市				
5	財産の取扱い	新市				
6	地域審議会の取扱い	新市				
7	議会の議員の定数及び任期の取扱い		総務			
8	農業委員会の委員の定数及び任期の取扱い			経済		
9	地方税の取扱い		総務			
10	一般職の職員身分の取扱い		総務			
11	特別職の身分の取扱い		総務			
12	条例、規則等の取扱い		総務			
13	事務組織及び機構の取扱い		総務			
14	一部事務組合等の取扱い		総務	経済	建設	
15	使用料、手数料等の取扱い		総務	厚生	経済	建設
16	公共的団体等の取扱い		総務	厚生	経済	建設
17	補助金、交付金等の取扱い		総務	厚生	経済	建設
18	町名・字名の取扱い		総務			
19	慣行の取扱い		総務			
20	国民健康保険事業の取扱い			厚生		
21	介護保険事業の取扱い			厚生		
22	消防団の取扱い		総務			
23	各種事務事業の取扱い					
23-01	女性政策事業		総務			
23-02	姉妹都市、国際交流事業		総務			
23-03	電算システム事業		総務			
23-04	広報広聴関係事業		総務			
23-05	納税関係事業		総務			
23-06	消防防災関係事業		総務			
23-07	交通関係事業		総務			
23-08	窓口業務		総務	厚生	経済	建設
23-09	保健衛生事業			厚生		
23-10	障害者福祉事業			厚生		
23-11	高齢者福祉事業			厚生		
23-12	児童福祉事業			厚生		
23-13	保育事業			厚生		
23-14	生活保護事業			厚生		
23-15	その他の福祉事業			厚生		
23-16	健康づくり事業			厚生		
23-17	ごみ収集運搬業務事業				経済	
23-18	環境対策事業				経済	
23-19	農林水産関係事業				経済	
23-20	商工・観光関係事業				経済	
23-21	勤労者・消費者関連事業				経済	
23-22	建設関係事業					建設
23-23	上・下水道事業					建設
23-24	市(町)立学校の通学区域		総務			
23-25	学校教育事業		総務			
23-26	文化振興事業		総務			
23-27	コミュニティ施策		総務			
23-28	社会教育事業		総務			
23-29	その他事業		総務	厚生	経済	建設
24	その他		総務	厚生	経済	建設
25	新市建設計画に係る事項	新市				

厚生小委員会付託協定項目について

1 5 使用料、手数料等の取扱い

合併関係市町村の間で、同一目的の施設の使用料や同一種類の事務の手数料が異なっている場合は、その取扱いについて協議する。

なお、使用料、手数料等については条例等で定められているので、新設合併の場合や編入合併において従来の取扱いを変更するような場合には、合併市町村の発足と同時に新たな条例が施行されるよう、準備を進めておかなければならない。

1 6 公共的団体等の取扱い

合併関係市町村の区域内の公共的団体等は、合併市町村の一体性の速やかな確立に資するため、その統合整備を図るよう努めなければならないとされていることから（合併特例法第16条第8項）、その取扱いについて協議する。

1 7 補助金、交付金等の取扱い

合併関係市町村が交付してきた様々な補助金、交付金等について、それぞれの内容を整理し、その必要性を検討するとともに交付先や交付基準等の調整をする。

2 0 国民健康保険事業の取扱い

市町村が保険者となり運営している国民健康保険について、合併関係市町村の間で保険給付の内容や保険料が異なっている場合は、合併市町村の住民の間で不均衡が生じないようにする。

なお、国民健康保険税の制度を採用している場合は、合併特例法第10条による不均一課税をとることができる。

2 1 介護保険事業の取扱い

介護保険事業は、制度の中で保険料や納期が異なる場合があり、早期に一体性の確保に努め、市民福祉の向上を図る必要がある。

2 3 - 8 窓口業務

窓口業務については、住民サービスの向上を観点に、例えば各支所・出張所ごとの総合窓口の設置、ワンストップ・サービスの実施、申請手続の簡素化等を行うことが適当である。

2 3 - 9 保健衛生事業

住民生活に極めて密接に関係し、かつ、重要なものであるため、できるだけ早く新市の一体性を確保できるよう調整を行うことが適切。ただ、制度統一までの移行措置に関して配慮し、その取扱いについては急激な変化を及ぼすことがないように留意することが必要である。

2 3 - 1 0 障害者福祉事業

障害者福祉事業については、国等の制度に基づいて実施している事業は引き続き推進し、障害者の社会参加に係る事業等は統合又は再編し充実に努めることが適当である。

独自制度の内容に差異があるものは高い水準に統一することが多い。一の団体で行っている事業については、従来の実績を尊重し、域内全体の均衡が保たれ、制度の趣旨・目的が効果的に機能するように調整することが適当である。

2 3 - 1 1 高齢者福祉事業

高齢者福祉事業については、国等の制度に基づいて実施している事業は引き続き推進し、老人保健福祉計画を新たに再編し、保健福祉制度の充実に努めることが適当である。

独自制度の内容に差異があるものは高い水準に統一することが多い。一の団体で行っている事業については、従来の実績を尊重し、域内全体の均衡が保たれ、制度の趣旨・目的が効果的に機能するように調整することが適当である。

2 3 - 1 2 児童福祉事業

児童福祉事業については、従来例では少子高齢化社会の進展に配慮し、可能な限りサービスは高い水準に調整し、特に、子育てをしやすい環境づくりに配慮されている。

また、国等の制度に基づいて実施している事業は引き続き推進し、子育て支援事業等については、統合又は再編し充実に努めることが適当である。

一の団体で行っている事業については、従来の実績を尊重し、域内全体の均衡が保たれ、制度の趣旨・目的が効果的に機能するように調整することが適当である。

2 3 - 1 3 保育事業

国等の制度に基づいて実施している事業は、現行の通りである。

保育料については、一般的には、国の徴収基準にあわせて、合併後速やかに調整することが適当である。ただ、団体間において著しく差異がある場合は、調整期間を設け、激変緩和に努めることが適当である。

23 - 14 生活保護事業

国等の制度に基づいて実施している事業は、現行の通りである。

ただし、市は福祉事務所を設置しているが、町村の生活保護法に基づく事務のほとんどは都道府県の福祉事務所が事務を行っている現状にある。したがって、市と町村が合併する場合又は町村が合併により市となる場合、これらの事務が合併を機に新市に移管されるため、事前の事務引継ぎや福祉事務所の新規設置、事務量の増加による職員の配置における配慮等が必要となる。

23 - 15 その他の福祉事業

地域格差が生じないよう統合又は再編し、充実に努めることが適当である。福祉事務所が行う業務については23 - 14と同様である。

23 - 16 健康づくり事業

一団体が独自に行っている事業については、住民サービスが低下しないように調整に努めることが適当である。

23 - 29 その他事業

独自の事務事業については、従来からの経緯・実情を考慮し調整する。

同一又は類似する事務事業については、住民サービスの低下を招かないよう留意しながら、合理化・効率化に努めることが適当である。

24 その他

合併後の経済社会情勢の変化等により、協定項目の内容の実施に支障が生じたときは、住民の意見を聴いて見直しを行うものとするが適当である。

資料3

報告厚生第2号

厚生小委員会のスケジュールについて

	15年8月			9月			10月			11月			12月			16年1月			2月			3月					
	上旬	中旬	下旬	上旬	中旬	下旬	上旬	中旬	下旬	上旬	中旬	下旬	上旬	中旬	下旬	上旬	中旬	下旬	上旬	中旬	下旬	上旬	中旬	下旬			
合併協議会	8日					30日			28日						25日	←											
厚生小委員会				19日			20日					25日	18日			←											

協定項目	15年8月			9月			10月			11月			12月			16年1月			2月			3月		
	上旬	中旬	下旬	上旬	中旬	下旬	上旬	中旬	下旬	上旬	中旬	下旬	上旬	中旬	下旬	上旬	中旬	下旬	上旬	中旬	下旬	上旬	中旬	下旬
合併協議会																								
厚生小委員会																								
					提案			協議	提案	報告				協議	提案		協議	提案	報告					
使用料、手数料等の取扱い																←→								
公共的団体等の取扱い																←→								
補助金、交付金等の取扱い																←→								
国民健康保険事業の取扱い																←→								
介護保険事業の取扱い	←→																							
窓口業務																←→								
保健衛生事業																←→								
障害者福祉事業																←→								
高齢者福祉事業																←→								
児童福祉事業																←→								
保育事業																←→								
生活保護事業	←→																							
その他の福祉事業																←→								
健康づくり事業																←→								
その他事業																←→								
その他																←→								

		4月			5月			6月			7月			8月		
		上旬	中旬	下旬	上旬	中旬	下旬	上旬	中旬	下旬	上旬	中旬	下旬	上旬	中旬	下旬
合併協議会																
	厚生小委員会	未 定														

協定項目	合併協議会															
	厚生小委員会															
	使用料、手数料等の取扱い	-----														
	公共的団体等の取扱い	-----														
	補助金、交付金等の取扱い	-----														
	国民健康保険事業の取扱い	-----														
	介護保険事業の取扱い	-----														
	窓口業務	-----														
	保健衛生事業	-----														
	障害者福祉事業	-----														
	高齢者福祉事業	-----														
	児童福祉事業	-----														
	保育事業	-----														
	生活保護事業	-----														
	その他の福祉事業	-----														
	健康づくり事業	-----														
	その他事業	-----														
	その他	-----														

介護保険事業の取扱いについて（協定項目第21号）

介護保険事業の取扱いに係る調整方針（案）を次のとおり提案する。

協定項目	介護保険事業の取扱い
調整方針	原則として一宮市の制度を適用するものとする。ただし、第1号被保険者保険料及びその普通徴収に係る納期については、平成17年度から一宮市の制度に統一する。

協議状況	
提案	平成15年 9月19日
協議	平成 年 月 日
確認	平成 年 月 日

生活保護事業について（協定項目第23-14号）

生活保護事業に係る調整方針（案）を次のとおり提案する。

協定項目	生活保護事業
調整方針	生活保護事業は、国制度のため現行のまま新市に引き継ぐものとする。その他各種事務の取扱いについては、一宮市の事業を適用する。

協議状況	
提案	平成15年 9月19日
協議	平成 年 月 日
確認	平成 年 月 日

厚生小委員会の日程について

平成 15 年中に予定されている会議は下記のとおりとする。

回	日 程	場 所
2	10月20日(月)午後2時	
3	11月25日(火)午後2時	
4	12月18日(木)午後3時	一宮地場産業ファッションデザインセンター-2F第1会議室

協 議 附 属 資 料

< 協議厚生第1号 21 介護保険事業の取扱い >

平成15年9月19日

一宮市・尾西市・木曾川町合併協議会
厚生小委員会

一宮市・尾西市・木曽川町合併協議会の調整内容

厚生部会 介護分科会

協議項目	介護保険事業の取扱い			
調整方針(案)	原則として一宮市の制度を適用するものとする。ただし、第1号被保険者保険料及びその普通徴収に係る納期については、平成17年度から一宮市の制度に統一する。			
項目	一宮市	尾西市	木曽川町	各項目の調整方針
1. 保険料	<ul style="list-style-type: none"> ・ 保険料の設定 5段階制 ・ 所得段階別保険料(年額) 平成15～17年度 第1段階 17,300円 第2段階 25,900円 第3段階 34,600円 第4段階 43,200円 第5段階 51,900円 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 保険料の設定 5段階制 ・ 所得段階別保険料(年額) 平成15～17年度 第1段階 17,300円 第2段階 26,000円 第3段階 34,600円 第4段階 43,200円 第5段階 51,900円 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 保険料の設定 5段階制 ・ 所得段階別保険料(年額) 平成15～17年度 第1段階 17,800円 第2段階 26,700円 第3段階 35,600円 第4段階 44,500円 第5段階 53,400円 	平成17年度分から一宮市の保険料に統一する。
2. 納付方法	<p>納付方法</p> <p>第1号被保険者 年金年額18万円以上 特別徴収(年6回) 年金年額18万円未満 普通徴収(年8回)</p> <p>第2号被保険者 医療保険料と一括徴収</p>	<p>納付方法</p> <p>第1号被保険者 年金年額18万円以上 特別徴収(年6回) 年金年額18万円未満 普通徴収(年6回)</p> <p>第2号被保険者 医療保険料と一括徴収</p>	<p>納付方法</p> <p>第1号被保険者 年金年額18万円以上 特別徴収(年6回) 年金年額18万円未満 普通徴収(年8回)</p> <p>第2号被保険者 医療保険料と一括徴収</p>	平成17年度分から一宮市の制度に統一する。
3. 納期	<ul style="list-style-type: none"> ・ 賦課期日 4月1日 ・ 納期(普通徴収の場合) 7月から翌年2月までの毎月末日 (12月は27日)までの8期 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 賦課期日 4月1日 ・ 納期(普通徴収の場合) 5月から翌年3月までの奇数月 末日までの6期 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 賦課期日 4月1日 ・ 納期(普通徴収の場合) 7月から翌年2月までの毎月末日 (12月は25日)までの8期 	平成17年度分から一宮市の制度に統一する。
4. 保険料の減免	所得段階が第1段階・第2段階に該当し、本人の前年の合計所得金額が33万円以下の場合(生活保護受給者を除く)、介護保険料額の2割を減免。	保険料の減免無	保険料の減免無	平成17年度分から一宮市の制度に統一する。

一宮市・尾西市・木曾川町合併協議会の調整内容

項目	一宮市	尾西市	木曾川町	各項目の調整方針
5. 介護保険認定審査事務	<p>介護認定審査会（14年度） 申請者数 7,476人 開催回数 246回 （火・水・金各2合議体ずつ開催） 審査件数 7,557件 合議体数 6合議体 1合議体委員定数 9人 1合議体出席委員数 6人</p> <p>認定審査会委員 審査会委員数 54人 委員の任期 2年 委員報酬単価 23,000円/回</p>	<p>介護認定審査会（14年度） 申請者数 1,695人 開催回数 60回 （火・木各1合議体ずつ開催） 審査件数 1,738件 合議体数 2合議体 1合議体委員定数 8人 1合議体出席委員数 6人</p> <p>認定審査会委員 審査会委員数 16人 委員の任期 2年 委員報酬単価 18,400円/回</p>	<p>介護認定審査会（14年度） 申請者数 910人 開催回数 40回 （1合議体週1回開催） 審査件数 937件 合議体数 2合議体 1合議体委員定数 9人 1合議体出席委員数 6人</p> <p>認定審査会委員 審査会委員数 18人 委員の任期 2年 委員報酬単価 20,000円/回</p>	<p>合併時に一宮市の制度を適用する。合議体数を9合議体とし、週3回3合議体で実施する。</p>
6. 介護保険認定調査事務	<p>介護認定調査 調査の形態 全委託</p> <p>委託先（平成14年度） ・居宅支援事業者 97件 ・介護保険施設 102件 計199件</p> <p>調査委託件数（H15/3） ・居宅 6,591件 ・施設 804件 計7,395件</p> <p>調査委託料単価 ・居宅 2,650円 ・施設 2,160円</p>	<p>介護認定調査 調査の形態 委託、一部直営</p> <p>委託先（平成14年度） ・居宅支援事業者 54件 ・介護保険施設 39件 計93件</p> <p>調査委託件数（H15/3） ・居宅 1,498件 ・施設 185件 計1,683件</p> <p>調査委託料単価 ・居宅 2,500円 ・施設 2,050円</p>	<p>介護認定調査 調査の形態 全て町保健師 （遠方のみ委託）</p> <p>委託先（平成14年度） ・居宅支援事業者 2件</p> <p>調査委託件数（H15/3） 2件</p> <p>調査委託料単価 2,650円</p>	<p>合併時に一宮市の制度を適用する。認定調査形態は全て委託を基本とするが、変更申請等特殊な事例は市職員（臨時も含む）が実施する。</p>
7. 上乗せ給付	無	無	無	2市1町同じであるため現行のとおりとする。
8. 特別給付	無	無	無	2市1町同じであるため現行のとおりとする。
9. 保健福祉事業	無	無	無	2市1町同じであるため現行のとおりとする。

一宮市・尾西市・木曽川町合併協議会の調整内容

項 目	一 宮 市	尾 西 市	木 曽 川 町	各項目の調整方針
10. ケアマネジメ ント支援事業	無	無	介護認定を受け、ケアマネジャーの指定を行っているが、介護サービスの利用がない者に対しケアマネジャーが定期的に居宅を訪問し、本人や家族の心身の状態・要望を把握し、適切な指導・助言を行う。 訪問1回につき2,000円支払う。 平成14年度 69件	合併時に木曽川町の事業を適用する。
11. 被保険者数	平成15.4.末現在 第1号被保険者数 45,751人	平成15.4.末現在 第1号被保険者数 10,172人	平成15.4.末現在 第1号被保険者数 5,185人	
12. 介護保険施設数	平成15.4.末現在 特別養護老人ホーム数 5施設 老人保健施設数 3施設 療養型病床群数 2施設	平成15.4.末現在 特別養護老人ホーム数 1施設 老人保健施設数 1施設 療養型病床群数 2施設	平成15.4.末現在 特別養護老人ホーム数 1施設 老人保健施設数 0施設 療養型病床群数 1施設	
13. 介護保険施設 入所者数	平成15.4.末現在 特別養護老人ホーム入所者数 471人 老人保健施設入所者数 426人 療養型病床群入所者数 77人 計 974人 対高齢者人口比 2.13%	平成15.4.末現在 特別養護老人ホーム入所者数 120人 老人保健施設入所者数 88人 療養型病床群入所者数 17人 計 225人 対高齢者人口比 2.21%	平成15.4.末現在 特別養護老人ホーム入所者数 91人 老人保健施設入所者数 43人 療養型病床群入所者数 17人 計 151人 対高齢者人口比 2.91%	
14. 組織体制	担当部署 市民福祉部高年福祉課	担当部署 市民福祉部福祉課 総務部収納課（滞納部門のみ）	担当部署 民生部保健長寿課	

一宮市・尾西市・木曾川町合併協議会の調整内容

厚生部会 介護分科会

協議項目	介護保険事業の取扱い		
先進事例	市町村名	合併期日	調 整 方 針
	さいたま市	H13.5.1	介護保険事業については、合併までに制度導入に向け、一体性の確保に努め、市民福祉の向上を図るものとする。
	廿日市市	H15.3.1	(1) 第1号被保険者保険料については、合併年度は現行のとおりとし、平成15年度分から第2期介護保険事業計画により算定した保険料率に統一する。 (2) 普通徴収に係る納期については、合併年度は現行のとおりとし、平成15年度から廿日市市の例に統一する。 (3) その他各種事務の取扱いについては、廿日市市の例に統一する。
	新居浜市	H15.4.1	介護保険事業については、合併時に新居浜市の制度に統一するものとする。
	新発田市	H15.7.7	合併時に介護保険事業計画を見直し、新たに介護保険料を設定する。 ただし、平成15年度は経過措置として、両市町それぞれの保険料及び納期とし、平成16年度から統一する。

一宮市・尾西市・木曾川町合併協議会の調整内容

厚生部会 介護分科会

協議項目	介護保険事業の取扱い
介護保険について	<p>1. 介護保険とは 介護保険は、40歳以上の加入者に納めてもらう保険料と、国・都道府県・市町村からの公費（税金）を財源として運営され、加入者が介護や支援が必要とするときに、介護サービスを利用する費用にあてることで、加入者とその家族をささえるしくみである。</p> <p>2. 介護保険事業計画 市町村は、厚生大臣が定める基本指針に即して、3年ごとに、5年を1期とする当該市町村が行う介護保険事業に係る保険給付の円滑な実施に関する計画（以下「介護保険事業計画」という。）を定めることとなっており、その計画には、各年度における介護サービスの種類ごとの量の見込み、介護サービス見込量の確保のための方策、事業者間の連携の確保等介護サービスの円滑な提供を図るための事業、その他保険給付の円滑な実施のため必要な事項を定めることとなっている。また、市町村介護保険事業計画は、当該市町村の区域における要介護者等の人数、要介護者等の介護給付等対象サービスの利用に関する意向その他の事情を勘案して作成することとなっている。</p> <p>3. 保険料 被保険者 介護保険の被保険者は、市町村の区域内に住所を有する65歳以上の者（第1号被保険者）と市町村の区域内に住所を有する40歳以上65歳未満の医療保険加入者（第2号被保険者）である。</p> <p>第1号被保険者の保険料（第1号保険料） 第1号保険料は、3年ごとに市町村が条例で設定する。市町村介護保険事業計画に定めた介護サービスの見込み量から介護保険事業に要する費用の額を見込み、介護保険事業に要する費用の見込み額のうち第1号被保険者の保険料により収納することが必要な額を算定し、その算定額を第1号被保険者数で除して基準額を算定する。さらに、第1号保険料は、負担能力に応じた負担を求める観点から、その所得状況に応じて5段階に区分し、それぞれについて基準額に標準割合を乗じて得た額を定額保険料として設定する。 第1号保険料は、国民年金法による老齢基礎年金等の老齢（退職）年金を一定額以上受給している第1号被保険者については、当該年金が支給されるときに、年金額から差し引かれ、それ以外の第1号被保険者については、市町村へ直接納付する。</p> <p>第2号被保険者の保険料（第2号保険料） 第2号保険料は、第2号被保険者が加入している医療保険毎に、医療保険料の算定方法に基づき決定される。第2号保険料は、医療保険者が医療保険料として一括徴収する。</p> <p>4. 介護認定審査 要介護認定 介護保険からサービスを受けるためには、寝たきりや、痴呆などサービスを受けられる状態かどうかの認定（要介護認定）を受けることが必要である。 市町村職員等で介護の専門知識を持つ調査員が家庭等を訪問して、本人の日常生活の自立度など全国共通の調査票に基づいて行う調査の結果により一次判定を行う。 次にかかりつけ医師の意見書、一次判定結果及び調査の特記事項を基に、保健・医療・福祉の専門家で構成される介護認定審査会で、介護が必要かどうか、介護の必要な度合い（要介護度）を総合的に審査・判定する。（二次判定）</p> <p>介護認定審査会 介護認定審査会は、各市町村に設置されるのが原則である。ただし、審査判定業務の都道府県への委託又は審査会の共同設置が可能である。 介護認定審査会は、5人を標準として市町村が定める人数からなる合議体を単位に審査判定を行う。委員は、保健・医療・福祉の学識経験者の中から市町村長が各分野の均衡に配慮して任命する。</p> <p>5. 保険給付 介護保険の給付対象サービス（次項参照）は、大きく分けて在宅サービスと施設サービスとの2つがあり、原則としてサービスの種類ごとに設定される介護報酬の90%が保険給付され、10%は利用者負担となる。</p>

一宮市・尾西市・木曾川町合併協議会の調整内容

厚生部会 介護分科会

協議項目	介護保険事業の取扱い			
介護保険の給付対象サービス	区分	介護給付 ○ 要介護状態の被保険者に対する保険給付	予防給付 ○ 要介護状態となるおそれがある被保険者に対する保険給付	保健福祉事業 ①要介護被保険者を介護する者等の支援事業 ②被保険者が要介護状態となることを予防するための事業 ③その他保険給付のために必要な事業
	対象者	要介護者	要支援者	被保険者
	在宅サービス	居宅介護サービス費 ○ 次の居宅サービスを受けたとき。 訪問介護 訪問入浴介護 訪問看護 訪問リハビリテーション 居宅療養管理指導 通所介護 通所リハビリテーション 短期入所生活介護 短期入所療養介護 痴呆対応型共同生活介護 特定施設入所者生活介護 福祉用具貸与	居宅支援サービス費 ○ 次の居宅サービスを受けたとき。 訪問介護 訪問入浴介護 訪問看護 訪問リハビリテーション 居宅療養管理指導 通所介護 通所リハビリテーション 短期入所生活介護 短期入所療養介護 特定施設入所者生活介護 福祉用具貸与	【一宮市】 該当給付なし 【尾西市】 該当給付なし 【木曾川町】 該当給付なし
		居宅介護福祉用具購入費 ○ 居宅要介護被保険者が、入浴又は排せつの用に供する福祉用具、特定福祉用具を購入したとき。	居宅支援福祉用具購入費 ○ 居宅要支援被保険者が、特定福祉用具を購入したとき。	
		居宅介護住宅改修費 ○ 居宅要介護被保険者が、手すりの取付けその他の住宅改修を行ったとき。	居宅支援住宅改修費 ○ 居宅要支援被保険者が、住宅改修を行ったとき。	
		居宅介護サービス計画費 ○ 居宅要介護被保険者が、指定居宅介護支援業者から指定居宅介護支援を受けたとき。	居宅支援サービス計画費 ○ 居宅要支援被保険者が、指定居宅介護支援業者から指定居宅介護支援を受けたとき。	
施設サービス	施設介護サービス費 ○ 次のサービスを受けたとき。 指定介護福祉施設サービス 介護保健施設サービス 指定介護療養施設サービス			
	高額介護サービス費	高額居宅支援サービス費		

一宮市・尾西市・木曾川町合併協議会の調整内容

厚生部会 介護分科会

協議項目	介護保険事業の取扱い
関係法令	<p>介護保険法（抜粋）</p> <p>（保険者） 第3条 市町村及び特別区は、この法律の定めるところにより、介護保険を行うものとする。</p> <p>2 （略）</p> <p>（被保険者） 第9条 次の各号のいずれかに該当する者は、市町村又は特別区（以下単に「市町村」という。）が行う介護保険の被保険者とする。 (1) 市町村の区域内に住所を有する65歳以上の者（以下「第1号被保険者」という。） (2) 市町村の区域内に住所を有する40歳以上65歳未満の医療保険加入者（以下「第2号被保険者」という。）</p> <p>（介護認定審査会） 第14条 第38条第2項に規定する審査判定業務を行わせるため、市町村に介護認定審査会（以下「認定審査会」という。）を置く。</p> <p>（市町村の認定） 第19条 介護給付を受けようとする被保険者は、要介護者に該当すること及びその該当する要介護状態区分について、市町村の認定（以下「要介護認定」という。）を受けなければならない。 2 予防給付を受けようとする被保険者は、要支援者に該当することについて、市町村の認定（以下「要支援認定」という。）を受けなければならない。</p> <p>（基本指針） 第116条 厚生労働大臣は、介護保険事業に係る保険給付の円滑な実施を確保するための基本的な指針（以下「基本指針」という。）を定めるものとする。 2 基本指針においては、次に掲げる事項について定めるものとする。 (1) 介護給付等対象サービスを提供する体制の確保に関する基本的事項 (2) 次条第1項に規定する市町村介護保険事業計画において同条第2項第1号の介護給付等対象サービスの種類ごとの量の見込みを定めるに当たって参酌すべき標準その他当該市町村介護保険事業計画及び第118条第1項に規定する都道府県介護保険事業支援計画の作成に関する事項 (3) その他介護保険事業に係る保険給付の円滑な実施を確保するために必要な事項 3 厚生労働大臣は、基本指針を定め、又はこれを変更するに当たっては、あらかじめ、総務大臣その他関係行政機関の長に協議しなければならない。 4 厚生労働大臣は、基本指針を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。</p> <p>（市町村介護保険事業計画） 第117条 市町村は、基本指針に即して、3年ごとに、5年を1期とする当該市町村が行う介護保険事業に係る保険給付の円滑な実施に関する計画（以下「市町村介護保険事業計画」という。）を定めるものとする。 2 市町村介護保険事業計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。 (1) 各年度における介護給付等対象サービスの種類ごとの量の見込み (2) 前号の介護給付等対象サービスの種類ごとの見込量の確保のための方策 (3) 指定居宅サービスの事業又は指定居宅介護支援の事業を行う者相互間の連携の確保に関する事業その他の介護給付等対象サービスの円滑な提供を図るための事業に関する事項 (4) その他介護保険事業に係る保険給付の円滑な実施を図るために市町村が必要と認める事項</p>

一宮市・尾西市・木曾川町合併協議会の調整内容

厚生部会 介護分科会

協議項目	介護保険事業の取扱い
関係法令	<p>3 市町村介護保険事業計画は、当該市町村の区域における要介護者等の人数、要介護者等の介護給付等対象サービスの利用に関する意向その他の事情を勘案して作成されなければならない。</p> <p>4 (略)</p> <p>5 (略)</p> <p>6 市町村は、市町村介護保険事業計画を定め、又は変更しようとするときは、あらかじめ、都道府県の意見を聴かななければならない。</p> <p>7 市町村は、市町村介護保険事業計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを都道府県知事に提出しなければならない。</p> <p>(保険料)</p> <p>第129条 市町村は、介護保険事業に要する費用(財政安定化基金拠出金の納付に要する費用を含む。)に充てるため、保険料を徴収しなければならない。</p> <p>2 前項の保険料は、第1号被保険者に対し、政令で定める基準に従い条例で定めるところにより算定された保険料率により算定された保険料額によって課する。</p> <p>3 前項の保険料率は、市町村介護保険事業計画に定める介護給付等対象サービスの見込量等に基づいて算定した保険給付に要する費用の予想額、財政安定化基金拠出金の納付に要する費用の予想額、第147条第1項第2号の規定による都道府県からの借入金の償還に要する費用の予定額及び保健福祉事業に要する費用の予定額、第1号被保険者の所得の分布状況及びその見通し並びに国庫負担等の額等に照らし、おおむね3年を通じ財政の均衡を保つことができるものでなければならない。</p> <p>4 市町村は、第1項の規定にかかわらず、第2号被保険者からは保険料を徴収しない。</p> <p>(賦課期日)</p> <p>第130条 保険料の賦課期日は、当該年度の初日とする。</p>

協 議 附 属 資 料

< 協議厚生第2号 23 - 14 生活保護事業 >

平成15年9月19日

一宮市・尾西市・木曾川町合併協議会
厚生小委員会

一宮市・尾西市・木曾川町合併協議会の調整内容

厚生部会 福祉分科会

協議項目	生活保護事業			
調整方針(案)	生活保護事業は、国制度のため現行のまま新市に引き継ぐものとする。その他各種事務の取扱いについては、一宮市の事業を適用する。			
項目	一宮市	尾西市	木曾川町	各項目の調整方針
1. 生活保護事業	保護世帯数 650世帯 保護人員 944人 保護率 3.35% 平成15年3月分	保護世帯数 116世帯 保護人員 155人 保護率 2.67% 平成15年3月分	保護世帯数 53世帯 保護人員 78人 保護率 2.44% 平成15年3月分	事業制度は2市1町同じであるため現行のとおりとする。
	650世帯の世帯類型 高齢306・母子40・障害85 傷病201・その他18	116世帯の世帯類型 高齢62・母子5・障害14 疾病32・その他3	53世帯の世帯類型 高齢32・母子3・障害3 傷病9・その他6	
	職員体制 査察指導員 2人 現業員 7人 事務員 1人 市内を16地区に分割し、現業員は1人当たり2～3地区を担当。	職員体制 査察指導員 1人 現業員 2人 市内を6地区に分割し、現業員は1人当たり2～3地区を担当。	実務は県(尾張事務所)が担当。 窓口職員 2人	
	平成14年度予算 1,681,814千円	平成14年度予算 348,322千円	平成14年度予算 0千円	
2. 生活保護入浴券 理容券交付	・風呂のない被保護者に、1人当たり月6枚の無料入浴券を交付。 平成14年度実績 53名 ・被保護者に月1枚の福祉理容券〔割引券〕を交付 平成14年度実績 7名	無	無	合併時に事業を廃止する。
3. 生活保護歳末慰問	歳末に被保護者が入所入院している施設病院を訪問する際の手土産。 平成14年度実績 50千円 (25ヶ所)	無	無	合併時に事業を廃止する。

一宮市・尾西市・木曾川町合併協議会の調整内容

項 目	一 宮 市	尾 西 市	木 曾 川 町	各項目の調整方針
4. 法外扶助事業	<ul style="list-style-type: none"> ・行旅病人の通院医療費 病院の依頼に基づき一宮市社会福祉協議会に給付申請する。 平成14年度実績 26件 273,699円 ・行旅人の旅費 一宮市社会福祉協議会の費用により切符（回数券で北はJR岐阜駅、南は名鉄で新名古屋駅・金山駅まで） 平成14年度実績 JR62枚 名鉄160枚 	<ul style="list-style-type: none"> ・行旅病人の通院医療費 病院と連携して対応したケースについて病院の請求に基づき支払う。 ・行旅人の旅費 尾西市社会福祉協議会で対応。 1人500円（休日については、尾西市幹部交番にて対応。） 平成14年度実績 55人 27,500円 	<p>なし</p> <ul style="list-style-type: none"> ・行旅人の旅費 木曾川町社会福祉協議会の費用により 500円 平成14年度実績 500円 * 125人 = 62,500円 	<ul style="list-style-type: none"> ・行旅病人の通院医療費については合併時に一宮市の事業に合わせる。 ・行旅人の旅費については、福祉関係部署の事務所の所在により対応する。原則、切符による対応とする。
5. 行旅死亡人	<ul style="list-style-type: none"> ・引き取りのない身元不明の死亡者の取扱い 平成14年度取扱件数 3件 	<ul style="list-style-type: none"> ・引き取りのない身元不明の死亡者の取扱い 平成14年度取扱件数 0件 	<ul style="list-style-type: none"> ・引き取りのない身元不明の死亡者の取扱い 平成14年度取扱件数 0件 	<p>事業制度は2市1町同じであるため現行のとおりとする。</p>